

# 愛媛県市町村合併支援プラン

(H15.3.31策定・H16.10.25改定)

## 第1 策定の趣旨

市町村合併は、地方分権に対応した市町村の行財政基盤の拡充をはかり、広域化する生活圏に対応したまちづくりを進めるうえで避けて通れない課題である。

本県は、平成13年2月に愛媛県市町村合併推進要綱を策定した後、市町村の自主的・主体的な合併への取組を積極的に支援してきたところであるが、市町村合併特例法の期限まで残り2年余りという時期を迎え、県内70市町村の大多数が合併協議会に参加する状況となった。このため、今後は、合併協議の進展と新市町村への円滑な移行に向けて、市町村のニーズに応じた支援策を講じていく必要がある。

そこで、市町村合併を一層推進するため、合併協議の熟度や合併の類型や規模に応じて、従来の支援策を体系的に整理するとともに、新市町村への円滑な移行に向けた新たな支援策を盛り込んだ総合的な支援プランを策定する。

## 第2 対象地域

次に掲げる市町村を対象地域とする。

- 1 合併に積極的に取り組んでいる市町村
- 2 県が合併重点支援地域に指定した市町村
- 3 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の適用を受けて平成18年3月までに合併した市町村【改正】

なお、合併協議の熟度や合併の類型や規模により市町村が必要とする支援策は異なるものと考えられるため、上記の市町村を次のように区分し、それぞれの支援策の対象地域を明示することにより、各区分に応じた支援策を講じることとする。

### (1) 合併協議の熟度による区分

調査研究段階にある市町村（全市町村）

具体的な合併協議を進めている市町村（重点支援地域に指定した市町村）

合併協議が整い新市町村への移行段階に入った市町村（協定調印後の市町村）

合併後の市町村【改正】

### (2) 合併の類型や規模による区分

すべての組合せ

町村のみの組合せ（一定数以上）

市制施行等を目指す組合せ

関係市町村数や合併の方式等により、一体化を特に促進する必要がある組合せ

### 第3 支援プランの内容

#### 1 合併に関する調査研究・意識醸成に対する支援

(1) 市町村合併アドバイザーの派遣【対象：      ・   】

市町村や民間団体等が行う市町村合併に関する勉強会等に対して、その要請に応じて、講師又は助言者として県職員又は民間学識経験者を派遣する。

【事業名】市町村合併アドバイザー制度（総務部）

(2) 広報紙やホームページ等による啓発【対象：      ・   】

市町村合併を推進する必要性について一般住民の関心を高めるとともに、合併に関する情報をできる限り迅速に提供するため、広報紙やホームページ等による啓発を実施する。

(3) 合併に関する相談等に対する助言【対象：      ・   】

総務部市町村課合併推進室のほか、県内5箇所の地方局総務調整課において、市町村合併に関する相談に応じる。

#### 2 合併に関する具体的協議の促進に資する支援

(1) 合併協議会運営費に対する助成【対象：      (法定のみ) ・   】

多額の経費を要する合併協議会の運営を円滑に進めるため、法定協議会の運営経費に対して補助を行う。

【事業名】合併協議会運営費補助金（総務部）

(2) 合併協議会へ委員等としての参画【対象：      ・   】

合併協議会における協議の円滑化に資するため、要請に応じて、地方局長等が合併協議会へ委員等として参画する。

(3) 法定合併協議会事務局への県職員の派遣【対象：      (法定のみ) ・   】

町村にとって大きな負担となる協議会事務局への職員派遣について負担軽減を図るとともに、関係町村間の利害調整の観点から、一定数以上の町村のみで構成されている法定合併協議会に対しては、要請に応じて県職員を派遣する。

(4) 合併協議会の運営等に関する助言・調整【対象：      ・ I】

合併協議会の運営、及び新市町村建設計画への助言等を行う。

### 3 新市町村への円滑な移行に資する支援

#### (1) 合併関係市町村間の交流促進に資する施策展開【対象： ・ 】

合併後の市町村の一体化を促進するため、合併関係市町村間を連絡する道路等を優先的に整備するなど、合併関係市町村間の交流促進に資する方向で県の施策を展開する。

【事業名】生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金（企画情報部）  
生活道路改良整備事業（土木部）  
市町村道路事業費補助事業（土木部）  
市町村合併支援道路整備事業（土木部）

#### (2) 合併移行経費に対する支援【対象： ・ 】

合併にあたっては電算システムの統一等が不可欠であり、合併前に一時的に多額の経費を要することから、既存システムの大規模な改修等の必要がある場合の経費に対する県単独の貸付制度の創設を検討する。

【事業名】市町村合併円滑化貸付金（仮称）（総務部）

#### (3) 市町村の実務研修生の受け入れ【対象： ・ 】

合併に伴う市制施行等により県から移譲される事務（福祉事務所の設置等）を円滑に処理するため、要請に応じて、合併前に実務研修生を受け入れる。

#### (4) 公共的団体等の統合整備に関する支援【対象： ・ 】

社会福祉協議会、商工会議所・商工会をはじめ、合併に伴い統合が必要となる公共的団体等が円滑に移行できるよう、要請に応じて、助言等を行う。

#### (5) 新市町村への移行に伴う事務処理等に関する助言【対象： ・ I】

合併に伴い必要となる一部事務組合の規約変更等の法的手続や例規等の整備、合併前後の財政運営等に関して、必要な助言を行う。

### 4 合併後のまちづくりに資する支援

#### (1) 新市町村に対する県職員の派遣【対象： ・ 】

合併に伴う市制施行等により県から移譲される事務（福祉事務所の設置等）を円滑に処理するため、要請に応じて、合併後の市町村に県職員を派遣する。

#### (2) 合併後のまちづくりに資する知事権限の新たな委譲の検討【対象： ・ 】

合併後の市町村の運営やまちづくりの迅速化、効率化の観点から、県の事務事

業について、市町村から権限委譲の要望があった場合は、積極的に検討する。

(3) 各種圏域、地域指定、広域計画等の適切な見直し【対象： ・ 】

合併後の市町村のまちづくりを支援し、地域の速やかな一体化や均衡ある発展に資する観点から、県内に設定されている各種圏域、地域指定、広域計画等の見直しを行う。

(4) 国の「合併支援プラン」等の活用による公共施設等の優先整備

【対象： ・ 又は 】

合併後の市町村のまちづくりを支援するため、国の「合併支援プラン」に記載された施策等を積極的に活用し、県事業や市町村事業による公共施設等の迅速な整備に努める。

(5) 県単独事業の優先採択・重点実施、採択要件の緩和【対象： ・ 】

県単独事業について、合併後の市町村のまちづくりに資する観点から事業の優先度を判断したうえで重点的に実施するほか、採択要件の緩和などにより、合併によって不利益を被ることのないよう配慮する。

【事業名】生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金（企画情報部・再掲）

地域環境整備事業費補助金（総務部）

誇れるふるさとづくり総合支援事業（総務部）

シルバー人材センターへの助成の激変緩和（経済労働部）

県単独土地改良事業（農林水産部）

県単独林道整備事業（農林水産部）

生活道路改良整備事業（土木部・再掲）

市町村道路事業費補助事業（土木部・再掲）

(6) 合併後の市町村に関する情報発信【対象： ・ 】

市町村名の変更に伴う地域イメージの確立や地域の速やかな一体化を支援するため、さまざまなメディアを通じて、合併後の市町村に関する情報発信に努める。

#### 第4 市町村合併の広報・気運醸成

合併の必要性、メリットや懸念される事項等の理解のうえで、県のホームページなど広報媒体を活用した情報の発信等による広報啓発を推進し、気運醸成に取り組む。

#### 第5 市町村合併支援窓口

総務部市町村課合併推進室のほか、県内5箇所地方局総務調整課において、市町村合併に関する相談に応じる。

#### 第6 支援プランの進行管理

愛媛県市町村合併推進本部により、適宜、支援プランのフォローアップを行う。

### 「愛媛県市町村合併支援プラン」の施策体系

支援の区分 合併の 類型・ 規模	合併協議 の熟度		調査研究段階 にある市町村	具体的な合併協議を進めている 市町村(重点支援地域に指定)  法定協議会 設置市町村 のみ	合併協議が整い 新市町村への移行 段階に入った市町村 (協定書調印後)	合併後の市町村  改正
調査研究・ 意識醸成	全ての組合せ	市町村合併アドバイザーの派遣				
		広報紙やホームページ等による啓発				
		合併に関する相談等に対する助言				
具体的 協議の 促進	全ての組合せ			合併協議会運営費に対する助成 (合併協議会運営費補助金)		
		合併協議会へ委員等としての参画				
	合併協議会の運営等に関する助言・調整					
	町村のみの組合せ (一定数以上)			合併協議会事務局への県職員の派遣		
新市町村への 円滑な移行	全ての組合せ				公共的団体等の統合整備に 関する支援	
					新市町村への移行に伴う 事務処理等に関する助言	
	市制施行を目指す 組合せ				市町村の実務研修生の 受け入れ	
	一体化を特に促進 する必要がある組合 せ				合併移行経費に対する支援 (市町村合併移行円滑化資金貸付金)	
		合併関係市町村間の交流促進に資する施策展開				
合併後の まちづくり	全ての組合せ					合併後のまちづくりに 資する知事権限の 新たな移譲の検討
					各種圏域・地域指定・広域計画等の適切な見直し	
				国の「合併支援プラン」の活用による公共施設等の優先整備		
				県単独事業の優先採択・重点実施・採択要件の緩和		
	一体化を特に促進 する必要がある組合 せ					合併後の市町村に 関する情報発信
	市制施行を目指す 組合せ					新市町村に対する 県職員の派遣

////// 今回の改正により対象地域が拡大する部分

「愛媛県市町村合併支援プラン」県単独支援策一覧

所管部局	事業名
共通	公共的団体の統合整備に関する助言等
	各種圏域、地域指定、広域計画等の適切な見直し
	合併後の市町村に関する情報発信
総務部	市町村合併アドバイザー制度
	広報紙やホームページ等による啓発・情報提供
	合併に関する相談等に対する助言
	合併協議会運営費補助金
	合併協議会への委員等としての参画
	法定合併協議会事務局への県職員の派遣
	市町村等に対する助言・調整
	市町村合併移行円滑化貸付金（仮称）
	市町村の実務研修生の受入れ
	新市町村への移行に伴う事務処理等に関する助言
	新市町村に対する県職員の派遣
	合併後のまちづくりに資する知事権限の新たな委譲の検討
	地域環境整備事業費補助金
誇れるふるさとづくり総合支援事業	
企画情報部	生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金
経済労働部	シルバー人材センターへの助成の激変緩和
農林水産部	県単独土地改良事業
	県単独林道整備事業
土木部	生活道路改良整備事業
	市町村道路事業費補助
	市町村合併支援道路整備事業

国の「合併支援プラン」(平成14年8月改定)に  
盛り込まれている各省庁の施策

1 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

市町村合併支援道路整備事業  
交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業  
離島道路整備事業  
合併に伴う都道府県道認定要件の緩和措置  
案内標識設置に対する支援  
公共交通活性化総合プログラムの策定  
都市再生交通拠点整備事業  
地方バス補助事業  
港湾改修費補助事業  
中心市街地活性化による市街地の整備  
合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進  
公営住宅の建替え等の促進  
公営住宅等関連事業推進事業における補助限度額に係る経過措置  
合併を視野に入れた住宅供給に係る関連公共施設等の整備に対する支援  
優良建築物等整備事業  
合併記念公園の整備

2 豊かな生活環境の創造

廃棄物処理施設整備事業  
ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助事業  
水道検査施設等整備事業  
水道施設整備事業  
水道事業統合計画の策定の支援  
流域下水道の特例  
下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進  
農業集落排水施設等の整備の促進  
公共下水道等下水道の普及の促進  
消防防災施設等整備  
消防広域再編の促進  
防災対策事業  
避難地等計画の策定  
補助河川事業  
補助ダム建設事業

補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業  
地域イントラネット基盤施設整備事業等  
情報通信システム整備促進事業  
新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業  
合併予定市町村の総合行政ネットワークへの参加の特例  
登記情報交換システムの実施

### 3 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

介護保険広域化支援  
国民健康保険の広域化支援  
シルバー人材センター支援

### 4 次世代を担う教育の充実

教職員定数に関する激変緩和措置  
遠距離通学への対応  
公立学校施設整備  
学校給食施設整備  
廃校の有効活用  
社会教育施設情報化等設備整備

### 5 新世紀に適応した産業の振興

むらづくり維新森林・山村・都市共生事業  
地域用水環境整備事業  
地域用水機能増進事業  
市町村合併支援農道等整備事業  
広域営農団地農道整備事業  
一般農道整備事業  
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業  
田園交流基盤整備事業  
中山間地域総合整備事業  
フォレスト・コミュニティ総合整備事業  
森林環境保全整備事業のうち森林管理道の整備  
農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業  
水産物供給基盤整備事業  
漁村総合整備事業  
農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業  
中心市街地活性化による商業の振興  
特定産業集積活性化

市町村連携によるＩＣカードシステム  
商工会の活動の広域化の促進  
電源立地地域交付金の取扱いの保持

6 連携・交流による開かれたまちづくり

農村振興総合整備事業  
漁村コミュニティ基盤整備事業  
まちづくり総合支援事業  
将来構想、振興計画の策定  
都市計画の決定・変更に対する支援  
GIS基盤情報整備  
地籍活用GIS推進事業  
地域間交流・連携の支援  
離島振興特別事業